

静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度関係事務取扱要領

制定 令和4年1月26日

改正 令和4年3月18日

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 優良認定の申請等
- 第4 評価項目適合申告書における各評価項目の考え方と適合していることを証する書類
- 第5 現地調査
- 第6 認定用マグネット及びシール
- 第7 優良認定の取消しと辞退

第1 目的

この要領は、静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱の各規定に基づく事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 2 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 3 条例 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）をいう。
- 4 規則 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成25年静岡市規則第38号）をいう。
- 5 要綱 静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度実施要綱（令和4年策定）をいう。

第3 優良認定の申請等

(1) 優良認定の申請書等

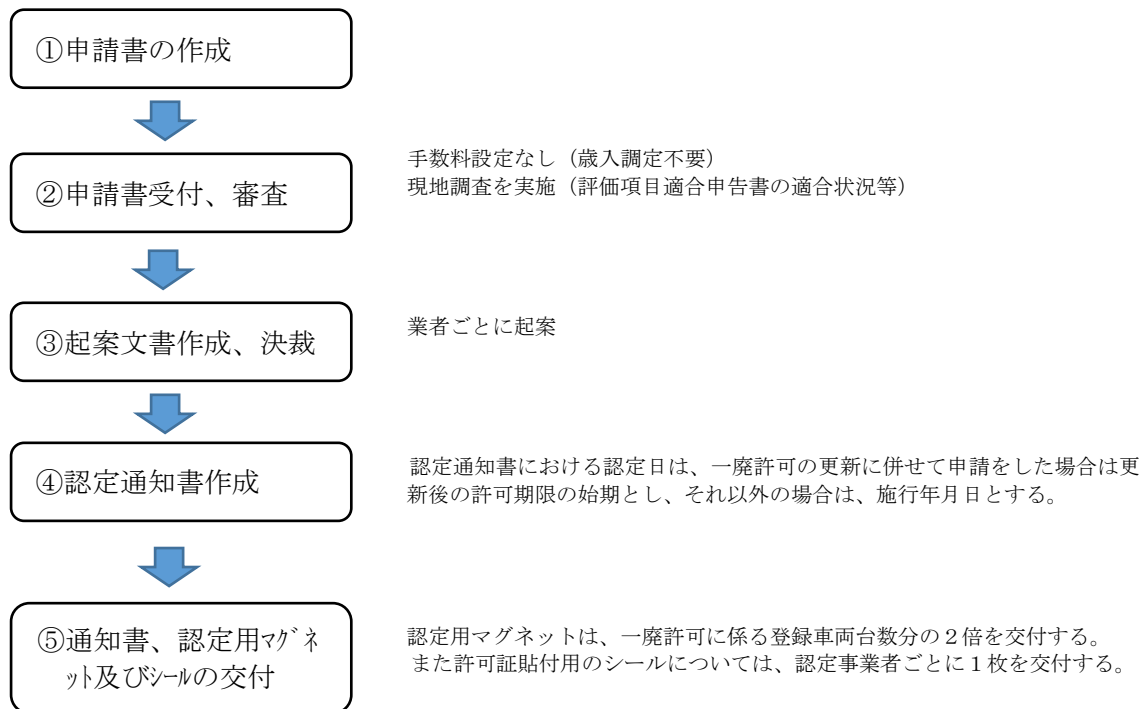
一般廃棄物収集運搬業者の優良認定の申請には、新規申請又は更新申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、申請者に返却するものとする。

申請書様式	添付書類	提出部数
一般廃棄物収集運搬業者 優良認定（更新）申請書 （要綱様式第1号）	別紙 一般廃棄物収集運搬業者優良 認定申請書添付書類チェック リストによる。 内容及び留意事項は下記（5） のとおり。	正本1部 副本1部

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 事務の流れ



※②において、優良認定しない場合は、不認定通知書（要綱様式第5号）を交付する。

※認定用マグネット及びシールについては、第6でその詳細を記載する。

(3) 申請書受理の際の留意事項

申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄については、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）、電話番号が記載されていることを確認し、申請書に添付される当該事業者の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しと照合すること。

(4) 優良認定の要件に係る審査方法

優良認定の要件の内容と審査方法は次のとおりである。

なお、事業活動に伴う一般廃棄物の収集及び運搬を行わない者（し尿・浄化槽汚泥の収集運搬のみを行う事業者等）及び一般廃棄物の運搬のみを行う者（特定家庭用機器再商品化法対象物の指定引取場所への積卸しのみを行う事業者）は、優良認定の対象としないことに留意すること。（要綱第2条第2項）

認定の要件	要綱 該当条項	審査方法
過去2年間において、法第7条第1項又は第7条の2第1項の規定により市長の許可を受けた者であって、当該許可に係る事業を実施しなかった月が2月以上ないこと。	第2条 第1項 第1号	静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定申請書（要綱様式第1号）に記載された該当項目を確認するとともに、当該事業者が本市あて毎月提出している一般廃棄物処理業務報告書（規則第13条、様式第13号）との照合を行うこと。

認定の要件	要綱 該当条項	審査方法
直前の5年間に於いて、省令第9条の3第1号イからハまでに規定する不利益処分を受けていないこと。	第2条 第1項 第2号	(5)③に記載する誓約書(要綱様式第3号)により確認を行うとともに、本市が保有している情報との照合を行うこと。
直前の2年間に於いて、法に違反する行為をしていないこと。	第2条 第1項 第3号	(5)③に記載する誓約書(要綱様式第3号)により確認を行うとともに、本市が保有している情報との照合を行うこと。 なお、「法に違反する行為をしていないこと」とは、本市より監視指導票(指導事項について改善されず、再び違反行為が行われた場合に、行政処分を命じる可能性がある旨明記されたもの)に限る。)の交付を受けた場合をいう。
省令第9条の3第8号に規定する法人税等の滞納がないこと。	第2条 第1項 第4号	(5)⑤～⑨に記載する未納がないことを証明する書類により確認を行うこと。
法人に於いては、直前2年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を、当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値(以下「自己資本比率」という。)が0以上であること。	第2条 第1項 第5号	(5)④に記載する財務諸表等により確認を行うこと。
法人に於いては、次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。 ア 直前2年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 イ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。	第2条 第1項 第6号	(5)④に記載する財務諸表等により確認を行うこと。
法人に於いては、直前2年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えること。	第2条 第1項 第7号	(5)④に記載する財務諸表等により確認を行うこと。
条例第13条第2項第2号に掲げる手数料の滞納がないこと。	第2条 第1項 第8号	一般廃棄物処理手数料の滞納がないことについて、本市が廃棄物処理課に照会することにより確認を行うこと。
過去5年間に、要綱第7条の規定による優良認定の取消しを受けていないこと。	第2条 第1項 第9号	本市が保有している情報との照合を行うこと。
前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たすこと。	第2条 第1項 第10号	申請者が要綱第3条第1項第2号の規定により提出した評価項目適合申告書の内容を確認すること。詳細は第4に記載のとおり。

(5) 添付書類の内容及び留意事項

新規申請又は更新申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙「一般廃棄物収集運搬業者優良認定申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可申請と同時に行う場合の共通する添付書類については、本優良認定申請書における添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

【要綱で直接規定されている書類】

① 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（要綱第3条第1号）

当該申請者が現在市長から交付を受けている一般廃棄物収集運搬業許可証の写しであり、有効期間が切れていないこと。

② 評価項目適合申告書（要綱様式第2号）（要綱第3条第2号）

適合する項目について、必須項目は全て、選択項目は評価区分ごと半数以上にチェックがされていること。

なお、チェックした項目に適合していることを証する書類については、第4で詳細に記載する。

③ 誓約書（要綱様式第3号）（要綱第3条第3号）

不利益処分を受けていない旨を誓約する期間（5年間）及び法に違反する行為をしていない旨を誓約する期間（2年間）が不足していないこと。

なお、当該期間については申請日を起点として遡ったものとする。

④ 直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の写し（要綱第3条第4号）

ア 直前2年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。

イ 直前2年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であるか、前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0を超えているか、どちらか一方を満たしていること。

ウ 直前2年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に、当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えていること。

エ 個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

オ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものとする。

カ 設立年度により2年分の書類が添付できない場合には、1年分の書類を添付すれば足りるものとする。

キ 直前2年の間に事業年度の変更があった場合、直前2期分の書類を添付すれば足りるものとする。

【その他、市長が必要があると認める書類（要綱第3条第5号）】

- ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方消費税について、税務署長が交付する未納がないことを証明する書類

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当すること。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の2年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき法人税及び消費税のうち、納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足りる。

- ⑥ 県税（県民税、事業税及び不動産取得税）について、静岡県財務事務所長等が交付する未納がないことを証明する書類

県税（県民税、事業税及び不動産取得税）については、静岡県財務事務所長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当すること。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の2年前の日の属する会計年度以降の会計年度に静岡県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち、納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足りる。

- ⑦ 市町村税（市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）について、静岡市長等が交付する未納がないことを証明する書類

市町村税（市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）については、静岡市長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当すること。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の2年前の日の属する会計年度以降の会計年度に静岡市に納付すべき市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税のうち、納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足りる。

なお、申請者において静岡市に納付すべき税がない場合は、「静岡市」を「本社が所在している市町村」と読み替え、当該市町村長等が交付した納税証明書（又はその写し）等を添付させ、要綱第2条第1項第4号の要件に適合しているか確認すること。

- ⑧ 社会保険料について、年金事務所長等が発行する未納がないことを証明する書類

社会保険料については、年金事務所長等が発行する納税証明書（又はその写し）等が該当すること。

証明の内容については、過去2年間に、静岡市内に設置している一般廃棄物収集運搬業に関連する全ての事務所・事業場について納入すべき社会保険料のうち、納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。

なお、申請者において静岡市内に設置している事務所・事業場がない場合は、「静岡

市内」を「本社が所在している市町村内」と読み替え、年金事務所長等が発行する納税証明書（又はその写し）等を添付させ、要綱第2条第1項第4号の要件に適合しているか確認すること。

- ⑨ 労働保険料について、地方労働局長等が発行する未納がないことを証明する書類
労働保険料については、地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等が該当すること。

証明の内容については、過去2年間に、静岡市内に設置している一般廃棄物収集運搬業に関連する全ての事務所・事業場について納入すべき労働保険料のうち、納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。

なお、申請者において静岡市内に設置している事務所・事業場がない場合は、「静岡市内」を「本社が所在している市町村内」と読み替え、地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等を添付させ、要綱第2条第1項第4号の要件に適合しているか確認すること。

- ⑩ 上記②評価項目適合申告書の各評価項目に適合していることを証する書類
評価項目適合申告書の各評価項目に適合していることを証する書類については、第4において詳細に記載する。

第4 評価項目適合申告書における各評価項目の考え方と適合していることを証する書類

申請者から提出された評価項目適合申告書については、その適合する項目について、必須項目は全て、選択項目は評価区分ごと半数以上にチェックがされていることが優良認定の要件となる。

各評価項目の適合状況を確認するにあたり申請者に提出させる書類は、別紙「静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定申請書添付書類チェックリスト」に記載の⑩～⑳のとおりであるが、各評価項目の考え方及び適否の判断基準等は次のとおりである。

なお、選択項目における適合していることを証する書類については、当該事業者が選定したもののみが添付されていれば足りる（必須項目における適合していることを証する書類については、全て添付が必要となる）。

本適合申告書の審査にあたっては、上記適合していることを証する書類及び申請者の事業所における現地調査を実施することによりその適合状況を確認すること。

第4-1 【評価区分1：環境保全・安全対策の取組み】

- (1) 日常業務、廃棄物の処理に関する作業マニュアルを作成し、社内で共有している。

＜考え方＞

一般廃棄物の適正処理を確保するためには、法令を遵守し、できるだけミスを少なく作業を行う必要がある。このため、日常業務や廃棄物の処理に関して作業マニュアルを作成し、社内で共有を図っていることを確認する。

<判断基準>

- ・廃棄物の処理に関する作業マニュアル及び社内での共有状況が確認できること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑪廃棄物の処理に関する作業マニュアル及び社内での共有状況を記した書類（マニュアルの保管状況や社員に対する情報共有の手段等）

(2) 廃棄物の処理や法令に関して全従業員への社内研修・教育に取り組んでいる。

<考え方>

一般廃棄物の適正処理を確保するためには、法令遵守が原則となる。それを踏まえ、廃棄物の処理や法令について従業員一人一人に周知することを目的に、研修や教育に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

- ・事業者において社内研修を実施し、全従業員が最低でも1年に1回以上受講していること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑫直前1年間の廃棄物の処理や法令に関する社内研修の実施状況を示す書類（研修内容が分かるもの、参加者名簿等）

(3) 社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる。

<考え方>

廃棄物処理ビジネスのノウハウを活かし、自社内においても廃棄物の排出抑制や再利用に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

- ・事務所内で排出される廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の排出量の抑制や再利用に積極的に取り組んでいること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑬社内での廃棄物の排出抑制、再利用に対する取組み内容が分かるもの（具体的な取組み例、廃棄物排出量の経年変化等が分かる書類、周知のための掲示等）

(4) 行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している（2年に1回以上）。

<考え方>

廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物や環境に関し、多様な知識を持っていることが重要であり、その取り組みとして行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会へ参加していることを確認する。

<判断基準>

- ・行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に、少なくとも2年に1回以上は従業員が参加している（参加人数は問わない）。

<適合していることを証する書類>

- ・⑭研修会の申込み記録及び研修会資料等

(5) 温室効果ガスの排出抑制に向け、エコドライブ等運転方法の配慮を励行している。 選択

＜考え方＞

温室効果ガスの排出抑制は、環境に配慮した取り組みとしてあらゆる企業に求められることであり、一般廃棄物処理業者としてそれに積極的に取り組む姿勢を評価するものである。

＜判断基準＞

- ・温室効果ガスの排出抑制に向けて、収集運搬車や社用車の運転時、エコドライブ等に配慮するよう運転手に対し励行していること。

＜適合していることを証する書類＞

- ・⑮温室効果ガスの排出抑制に向けた社内での取り組み内容が分かるもの（具体的な取り組み例、周知のための掲示、活動の記録等）

(6) 洗車排水は、適切に処理している。 選択

＜考え方＞

一般廃棄物収集運搬業者にとって、事業場における収集運搬車等の洗車は日常的に発生する業務で、そこから排出される汚水の適切な処理は当然のごとく求められるものであるため、その処理方法を確認する。

＜判断基準＞

- ・事業場における収集運搬車や社用車の洗車時、排出される汚水を適切に処理していること。

＜適合していることを証する書類＞

- ・⑯洗車排水を適切に処理していることが分かる書類（排水処理設備の図面等）

(7) 収集運搬車や社用車にハイブリット車、低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等の低公害車への切り替えに取り組んでいる。 選択

＜考え方＞

省エネや、有害物質の排出抑制は今や全ての事業者に求められることであり、一般廃棄物処理業者として環境にやさしい低公害車の導入に積極的に取り組む姿勢を確認する。

＜判断基準＞

- ・自社保有車において、いわゆる低公害車（ハイブリット車、低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等）への切り替えに取り組んでいること（台数は問わない）。

※自社保有車とは、申請者が専用で使用できる車両であればよく、リース車両（自動車検査証の使用者＝申請者の場合）を含む。

＜適合していることを証する書類＞

- ・⑰（導入済の場合）低公害車の車両一覧表、該当車両の車検証の写し、該当車両写真等（導入計画中） 今後の導入計画書等

(8) デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等エコドライブ・安全対策関連機器を導入している。 選択

<考え方>

一般廃棄物収集運搬業者は車両を利用する事業で、その車両の運行管理や安全対策などに取り組むことは当然に求められることである。取組みを支援する機器について、事業者として積極的に導入していることを確認する。

<判断基準>

- ・デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等のエコドライブや安全対策に関連した機器を導入していること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑱該当機器の購入記録及び写真、車両への取付け記録等

(9) 施設（車両）の保守点検表を整備し、日々点検をしている。 **必須**

<考え方>

安心・安全な一般廃棄物処理の確保のためには、施設（車両）の安全稼働のための保守点検がかかせない。このため、施設（車両）の保守点検表が整備され、日々点検が行われていることを確認する。

<判断基準>

- ・施設（車両）の保守点検表が整備され、日々点検されていることが確認できること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑲車両の保守点検表の写し等

(10) 飲酒運転を防止するための対策を講じている。 **必須**

<考え方>

飲酒運転防止は社会的に強く求められていることであるが、その取組みとして意識啓発に留まらず、アルコール検知器を備える等、実践的な飲酒運転防止を行う事業者であるか確認する。

<判断基準>

- ・飲酒運転防止のため、事業所ごとアルコール検知器を備え、日々運転手に対しアルコールチェックを行っていること。

<適合していることを証する書類>

- ・⑳アルコール検知器の購入記録及び写真、アルコールチェックの実施状況が分かる書類

(11) 事故防止及び事故発生時における対応マニュアルを作成し、社員研修を実施している。

必須

<考え方>

運搬車両を保有する事業者として交通ルールを遵守することは当然にして求められるものである。それを踏まえ、事故防止及び事故発生時における対応マニュアルの作成、さらに当該マニュアルを基に社員研修に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

- ・事業者において事故防止及び事故発生時における対応マニュアルを作成し、それを基に

した社員研修を1年に1回以上実施していること。

<適合していることを証する書類>

- ・㊸事故防止及び事故発生時における対応マニュアル、直前1年間の従業員（運転者）に対する安全教育研修の実施状況を示す書類（研修内容が分かるもの、参加者名簿等）

※特に5台以上車両を使用している事業者は、安全運転管理者の設置及び同管理者による運転者に対する安全教育の実施が道路交通法で義務付けされているため、上記書類に加え、「安全運転管理者等に対する講習会」の修了証を添付すること。

(12) エコアクション21又はISO14001を導入している。**必須**

<考え方>

環境に配慮した事業活動に取り組むための体制づくりとして、エコアクション21又はISO14001の環境マネジメントに関する認証を取得しており、本市における持続可能な一般廃棄物の処理の実現に貢献していることを確認する。

<判断基準>

- ・エコアクション21又はISO14001の環境マネジメントに関する認証を取得していること。

<適合していることを証する書類>

- ・㊸環境マネジメントに関する認定証等の写し

第4-2【評価区分2：廃棄物処理に関する啓発活動】

(1) 排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている。**必須**

<考え方>

一般廃棄物の適正処理の確保のためには、排出事業者への意識付け等が非常に重要である。

その取り組みとして一般廃棄物処理業者の立場から排出事業者に対し、廃棄物の分別や排出抑制を啓発するためのチラシ等を配布していることを確認する。

<判断基準>

- ・排出事業者に対して、廃棄物の分別や排出抑制について、文書等による周知を図っていること。

<適合していることを証する書類>

- ・㊸排出事業者に対する分別や排出抑制の啓発用に配付している文書（チラシ）等、またその周知状況が分かる書類

第4-3【評価区分3：地域活動・地域貢献等】

(1) 清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている。**選択**

<考え方>

一般廃棄物処理業に対する市民理解を醸成するためには、適正処理だけではなく、地域貢献や地域活動等の社会貢献が求められる。その取り組みとして清掃活動への参加等、地

域ボランティア活動の実施を確認する。

<判断基準>

- ・事業者として、最低でも年1回、清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っていること。

<適合していることを証する書類>

- ・㉔清掃活動への参加等地域ボランティア活動を年1回以上実施していることが分かる書類（パンフレット、当日参加者名簿等のボランティア活動に関する記録、印刷物、写真、業務日誌等）

(2) 市民、事業者からの通報に対する対応マニュアルがある。 **必須**

<考え方>

一般廃棄物の処理については、事業者が常に注意を払っていても市民、他事業者からの通報（苦情・問い合わせ）等が想定されるが、その際円滑に対応できるよう従業員のためのマニュアルを整備し、市民と真摯に向き合おうとする事業者であるかを確認する。

<判断基準>

- ・廃棄物処理業（事業場や車両に関するもの等）に対する市民、事業者からの通報（苦情・問い合わせ）に対して誠実に対応するため、マニュアルを整備していること。

<適合していることを証する書類>

- ・㉕市民、事業者からの通報に対応するためのマニュアル等

(3) 高齢者又は障がい者を積極的に雇用している。 **選択**

<考え方>

高齢者や障がい者の積極的な雇用は社会的に求められており、雇用を通じた地域貢献という観点から、事業者として積極的に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

- ・高齢者（65歳以上）又は障がい者を積極的に雇用していること（人数を問わない）

<適合していることを証する書類>

- ・㉖高齢者又は障がい者の雇用を証する書類（年齢が記載された従業員名簿、履歴書等）

(4) 主たる事務所又は事業場が所在している行政区域内から従業員を雇用している。 **選択**

<考え方>

従業員を事務所等が所在している地域内から雇用することは、地域に貢献するための一つの施策であると考えている。このことから、事業者として域内雇用に積極的に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

- ・主たる事務所又は事業場が所在している行政区域内から従業員を雇用していること（人数は問わない）。

例）事務所の所在地が駿河区であれば、駿河区内から従業員を雇用していれば本項目は適合となる。

<適合していることを証する書類>

・㉗従業員の住所が記載された書類

(5) 災害時等におけるBCP（事業継続計画）又はこれに準ずる対応マニュアルを策定している。**必須**

<考え方>

災害時等における災害廃棄物等の適正処理には、一般廃棄物処理業者の役割も重要となってくる。それを踏まえ、災害時等に自らの事業を継続できる体制を構築するための計画又は対応マニュアル等を策定していることを確認する。

<判断基準>

・災害時等におけるBCP（事業継続計画）又はこれに準ずる対応マニュアルを策定していること。

<適合していることを証する書類>

・㉘BCP（事業継続計画）又はこれに準ずる対応マニュアル

(6) 静岡市と災害廃棄物処理に関する協定を締結している（加盟している組合が締結している場合を含む。）。**必須**

<考え方>

災害時等における災害廃棄物等の適正処理に関しては、市のみならず、一般廃棄物処理業者等、関係機関の協力が不可欠である。それを踏まえ、静岡市との災害廃棄物処理に関する協力体制を構築していることを確認する。

<判断基準>

・静岡市と災害廃棄物処理に関する協定を締結していること（加盟している組合が締結している場合を含む。）。

<適合していることを証する書類>

・㉙静岡市との災害廃棄物処理に関する協定書の写し等（加盟している組合等が締結している協定書でも可）

(7) 敷地内や事務所の壁面、屋上等、緑化に配慮した取組みを行っている。**選択**

<考え方>

温室効果ガス排出抑制に向けた取組みの一つとして事業所等の緑化が挙げられる。また緑化は地域住民へ安らぎを与え、ストレス軽減等にも効果があると言われており、地域へのアピールにもなると考える。このことから、事業者として敷地内や事務所等の緑化に積極的に取り組んでいることを確認する。

<判断基準>

・敷地内や事務所の壁面、屋上等に、緑化に配慮した取組みを実施していること。

※緑化への取組みについて、個別具体的な内容は記載しないが、事業者として可能な限りの姿勢が見られれば本項目は適合とする。

<適合していることを証する書類>

・㉚敷地や事業所内等、緑化へ配慮した取組みが分かる書類（写真等）

第4-4【評価区分4：事業の透明性・遵法性】

(1) 役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。**必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、排出事業者等の求めに応じていつでも会社情報等を提供できる体制にあることは、自身の事業の透明性を確保するうえで非常に重要なことである。

このことから、本情報を提供できる体制となっていることを確認する。

<判断基準>

- ・ 役員の氏名、資本金や事業計画の概要、許可証の写し等、会社情報や許可内容に関する情報を、求めに応じて提供できる体制となっていること。（特に手段は問わないが、ホームページや紙媒体による窓口等への備え付け等が考えられる）

<適合していることを証する書類>

- ・ ㉓会社情報や許可内容に関する情報を求めに応じて提供できる体制が分かる書類

【ホームページへの掲載】 必要な情報の掲載された該当ホームページの写し

【紙媒体による提供】 提供方法を示した書類及び当該紙媒体の写し

(2) 運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を求めに応じて提供できる体制がある。**必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、排出事業者等の求めに応じていつでも事業に関する情報等を提供できる体制にあることは、自身の事業の透明性を確保するうえで非常に重要なことである。

このことから、本情報を提供できる体制となっていることを確認する。

<判断基準>

- ・ 運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を、求めに応じて提供できる体制となっていること。（特に手段は問わないが、ホームページや紙媒体による窓口等への備え付け等が考えられる）

<適合していることを証する書類>

- ・ ㉔運搬車両の種類、数量、低公害車の導入状況に関する情報を求めに応じて提供できる体制が分かる書類

【ホームページへの掲載】 必要な情報の掲載された該当ホームページの写し

【紙媒体による提供】 提供方法を示した書類及び当該紙媒体の写し

(3) 過去2年間の一般廃棄物の運搬量についての情報を求めに応じて提供できる体制がある。**必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、排出事業者等の求めに応じていつでも事業に関する情報等を提供できる体制にあることは、自身の事業の透明性を確保するうえで非常に重要なことである。

このことから、本情報を提供できる体制となっていることを確認する。

<判断基準>

- ・過去2年間の一般廃棄物の運搬量についての情報を、求めに応じて提供できる体制となっていること。（特に手段は問わないが、ホームページや紙媒体による窓口等への備え付け等が考えられる）

<適合していることを証する書類>

- ・③過去2年間の一般廃棄物運搬量についての情報を求めに応じて提供できる体制が分かる書類

【ホームページへの掲載】 必要な情報の掲載された該当ホームページの写し

【紙媒体による提供】 提供方法を示した書類及び当該紙媒体の写し

- (4) 直前2年の各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を求めに応じて提供できる体制がある。 **必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、排出事業者等の求めに応じていつでも財務諸表を提供できる体制にあることは、自身の事業の透明性を確保するうえで非常に重要なことである。

このことから、本情報を提供できる体制となっていることを確認する。

<判断基準>

- ・直前2年の各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を、求めに応じて提供できる体制となっていること。（特に手段は問わないが、ホームページや紙媒体による窓口等への備え付け等が考えられる）

<適合していることを証する書類>

- ・④直前2年の各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を求めに応じて提供できる体制が分かる書類

【ホームページへの掲載】 必要な情報の掲載された該当ホームページの写し

【紙媒体による提供】 提供方法を示した書類及び当該紙媒体の写し

- (5) 収集運搬料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法を求めに応じて提供できる体制がある。 **必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、排出事業者等の求めに応じていつでも収集運搬料金に関する情報を提供できる体制にあることは、自身の事業の透明性を確保するうえで非常に重要なことである。

このことから、本情報を提供できる体制となっていることを確認する。

<判断基準>

- ・収集運搬料金に関して、料金表、料金算定式、個別見積等の料金提示方法を、求めに応じて提供できる体制となっていること。（特に手段は問わないが、ホームページや紙媒体による窓口等への備え付け等が考えられる）

<適合していることを証する書類>

- ・㊸収集運搬料金に関する料金提示方法（料金表、料金算定式、個別見積等）を求めに応じて提供できる体制が分かる書類

【ホームページへの掲載】 必要な情報の掲載された該当ホームページの写し

【紙媒体による提供】 提供方法を示した書類及び当該紙媒体の写し

- (6) 過去2年間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例等に規定された各種届出書、報告書の提出遅延がない。（正当な理由がある場合を除く。）**必須**

<考え方>

一般廃棄物処理業者として、法令等で定められた各種届出書や報告書を期限までに提出することは、自身の事業の遵法性を示すうえで非常に重要なことである。

このことから、届出書等について市への提出遅延がないことを確認する。

<判断基準>

- ・直前2年間において、以下に掲げる各種届出書及び報告書の市への提出について、正当な理由なく遅延していないこと。

ア 一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（随時提出）

根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項

期限：当該廃止又は変更の日から10日以内に届出

様式：静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第12条（様式第12号）

イ 一般廃棄物処理業業務報告書（毎月提出）

根拠：静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条

期限：業務を行った月計を、翌月10日までに報告

様式：静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（様式第13号）

※上記の「正当な理由」とは、以下の場合が考えられる。

- ・役員変更に係る法務局への登記に時間を要している場合
- ・地震や風水害など非常災害のため、事業者自身が被災した場合
- ・新型コロナウイルス等に従業員等が感染し、事業継続が困難となっている場合
- ・その他、市長が正当な理由であると認める場合

<適合していることを証する書類>

- ・なし（本要件については、市で確認を行うこととする。）

第5 現地調査

要綱第4条及び第6条において、新規申請時又は更新申請時の審査過程において現地調査を行うこととしている。

本現地調査については、要綱第2条第1項各号に規定する要件の適合状況を、優良認定事業者の事業場に出向いたうえで実施すること。

また調査時期については事業者と協議のうえ決定するものとする。

なお、各要件の適否については、現地における視認や第3（5）や第4に記載した各種資料

等により確認を行うこと。

第6 認定用マグネット及びシール

優良認定事業者に対しては、一般廃棄物収集運搬業者優良認定（更新）通知書（要綱様式第4号）により通知するとともに、認定用マグネットを交付する。（要綱第4条第2項）

また当該優良認定に係る一般廃棄物収集運搬業許可証へ貼付する認定用シールも同時に交付する。

（1）認定用マグネット

認定用マグネットのデザインは次のとおりとし、大きさは縦13cm、横13cmとする。

また、本マグネットは当該認定事業者の一般廃棄物収集運搬業許可に係る登録車両台数の2倍の枚数を交付するものとし、認定事業者は交付された本マグネットを登録車両の左右に掲示するものとする。（要綱第5条）

※マグネット交付対象となる登録車両は、事業系一般廃棄物もしくは多量一時家庭ごみの収集運搬車両に限る。



(2) 認定用シール

認定用シールのデザインは次のとおりとし、大きさは縦5 cm、横5 cmとする。

また、本シールは当該認定事業者に対し1枚を交付するものとし、認定事業者は交付された本シールを当該認定事業者の一般廃棄物収集運搬業許可証に貼付するものとする。



第7 優良認定の取消しと辞退

優良認定事業者が要綱第7条各号に該当した場合には、その優良認定を取り消すことができる。取消しが妥当であると判断した場合には、その優良認定を速やかに取り消し、交付済の一般廃棄物収集運搬業者優良認定（更新）通知書（要綱様式第4号）及び認定用マグネットを返還させること。

また優良認定事業者が、要綱第9条の規定により一般廃棄物収集運搬業者優良認定辞退申請書（要綱様式第6号）を提出した場合にも、交付済の一般廃棄物収集運搬業者優良認定通知書及び認定用マグネットを返還させること。